研究ノート

コメント及び戦後台湾における神社処分について

蔡 錦 堂

TSAI Chintang

台湾・国立台湾師範大学・台湾史研究所・教授

I 李百浩先生の発表に対するコメント

- 1. 李先生の発表を通し、戦前・戦後における旧「南京神社」「南京護国神社」の歴史的沿革及び建築文 化資産の保存状況などについて、まずは基本的な知識を得ることができた。高い評価に値する論文である。
- 2. 「南京神社」「南京護国神社」の建設、鎮座時期 1943 年 11 月は、当時同じく日本植民統治下に ある台湾の「台湾神宮」及び「台湾護国神社」の改 築鎮座時期 1944 年 6 月、1942 年 5 月 と、かな り近く、両者ともに紀元 2600 年の記念事業の一環 と見なしてよいと思われる。なお、地理的に見れば「南京神社」と「南京護国神社」は至近距離にあり(正確に言えば「南京護国神社」は「南京神社」構 内にある)、「台湾護国神社」が「台湾神宮」のすぐ そばに建てられたことと類似している。今後、両者(「南京神社」「南京護国神社」と「台湾神宮」「台湾護国神社」)の比較研究ができたら興味深いものと なろう。
- 3. 戦後、中華民国の統治期に、南京神社境内に「中國抗戰陣亡將士紀念堂」が設立されたのであるが、それが「首都忠烈祠」あるいは「首都忠烈祠の雛形」に当たるものといえるのか。筆者の今までの研究成果から見ると、蔣介石政府の「首都忠烈祠」は戦争期首都機能を果たした「陪都」(*国都に準じる扱いを受けた都)重慶においても、戦後台湾に移転してからも、ついに建設はできなかった。現在台北大直にある「国民革命忠烈祠」も、位は「専祠」に過ぎず、「首都忠烈祠」ではない。なぜなら、蔣介石にとって「首都」は南京でなければならないか

らである。さらなる資料を李先生にお願いしたい。

4. 中華人民共和国の「歴史文化名城制度」は1982年に始まり、学者によって旧南京神社社殿や社務所の保存が唱えられたのは1985年からで、1992年に旧南京神社がようやく南京市の文物保護対象となり、2011年には江蘇省の文物保護対象になった。この歴史文物保存ブームはまた台湾とよく似ているのである。台湾では1980年代に古跡文物保存運動が発起され、桃園神社(桃園忠烈祠)は1985年に「古跡保護」の対象として保存され、それ以降台湾の神社関係の建造物・文物が文化遺産や歴史的建造物の名で保存されている。中国と台湾がほぼ同じ時期に、日本が残した神社建築や文物を文化資産と認め保存に力を入れるようになった。これは歴史的偶然なのか、互いに影響を及ぼしていたためなのか、さらなる研究が楽しみである。

Ⅱ 武知正晃先生の発表に対するコメント

- 1. 武知先生は発表に際し、台湾で観察された神社関係の建造物の「復興」や、現在台湾の社会、民衆、学生が日本の神社、建築、文化を受容し愛着を持っているという事象を中心に、取り入れている。
- 2. しかし、台湾のこういった現象を拾い上げる傍 ら、現象の裏にあるものについてはあまり言及して いない。台湾社会は神社文化に対し好感を持ってい るという、広くしかし浅い紹介では、今日の台湾社 会または若い世代の、日本統治時代に建設された神 社の歴史背景への複雑な心情を語ることはできない。
- 3. 1990年代、つまり李登輝時代の到来とともに、台湾の「日本語世代」が再び表舞台に立った。それ

に加え、海外旅行(特に日本への旅行)が簡単になったことも、近年台湾において神社現象が浮上した原因の一つと考えられよう。

- 4. テーマ及び文中に「復興」という言葉が多く使われているが、現場の台湾では神社や神社関係の建造物について、「復興、復元、修復、保存、再建、再利用、新建」など各ケースに応じ様々な表現を使い分けている。その辺にも留意していただきたい。
- 5. クスクス社の「復元」(創建? 新建?) はあくまでも異例なものであり、日本の神社が台湾で「復興」する反作用力にならないことを祈っている。

Ⅲ 戦後台湾における神社処分について

一、神社の接収と処分(戦後初期)

日本統治時代の神社が戦後、中華民国政府によって どのように処分されたかを見てみると、様々なパター ンに分けられていることがまず分かる。「忠烈祠」に 改装されたケースもあれば(例えば台湾護国神社、桃 園神社、嘉義神社など)、圓山大飯店(元台湾神宮) になったり、あるいは公園、学校、お寺などにリノベーションされたり、また廃棄されたものもある。

以下、戦後初期の「台湾省行政長官公署」と「台湾 省政府」の一部の檔案(公文書)を通し、当時の中華 民国政府の神社に対する接収と処分の仕方を検討して みる。

(一) 台灣省行政長官公署訓令 中華民國三十五 年(1946年)三月七日

事由:奉令拆毀日偽及漢奸建築碑塔等記念物 轉 令遵辦

案奉 行政院節肆字第○三六五八號訓令開:「准 中央執行委員會秘書處公函:『據瀧海鐵路特別黨 部呈據該部開封段辦事處,呈請建議中央轉令全國 各收復區黨政軍注意毀去日偽,及漢奸建築之塔碑 等紀念物,轉請查照辦理』等由,准此,應予照 辦,除分行外,合行令仰轉飭遵照辦理」等因,奉 此,合行令希遵照辦理,并轉飭所屬遵照辦理。此 令。

行政長官 陳儀 公出

秘書長 葛敬恩 代行

要約:1946年3月(中国大陸の) 隴海鉄道特別党部によると、当部の開封段弁事処が中央(政府)を通し全国各収復区党政軍に、日本及び漢奸(*抗日戦争下、日本に協力した漢人)によって建てられた碑や塔等の記念物を撤去せよと呼びかけている。

(二)件名「台南縣神社改為中山公園請核備案」 (行政長官公署檔案,典藏號 00307360012001) 1946.3.22

内容:

1946年3月20日、台南県政府が各地の神社を中山 公園に改築しようと「台南県下の神社を中山公園に改 めるための実施方法(台南縣神社改為中山公園實施辦 法)」という提案をした。その内容の一部を下に記す (原文には句読点無し)。

第一条 本県は日本軍国民思想を改正し皇民化を廃除するため、各地の神社を中山公園に替え、人民の娯楽施設にするよう本方法を提案する。

(第一條 本縣為改變日本軍國民思想糾正皇民化廢除 本縣各地神社改為中山公園以為人民遊息場所特訂定本 辦法)

第二条 本県管轄内の各地神社はその区署が接収して整理する。各機関学校に設立した神社は各機関学校がその整理責任を負う。

(第二條 凡屬本縣轄內各區神社一律交由區署接收整理各機關學校設立神社由各該機關學校負責整理)

第三条 神社の全ての財産を中山公園の修築経費に 充てる。ほかの目的に使用することを禁じる。経費が 足りない場合は適切な方法で資金を捻出する上、県政 府に報告する。

(第三條 神社全部財産充為修建中山公園之用不得作 為其他用途如經費不足得妥籌財源報府核辦)

第五条 神社の入り口の石柱(鳥居)は日本武士道 を表現するもので、中国式の牌坊や轅門(*軍門)に 改装し外見を繕うべし。

(第五條 神社入門石柱十足表示日本武士道作風應予 改裝為中國式牌坊或轅門以壯觀膽) 第六条 神社の両側にある石灯籠の「奉献」などの文字は塗り潰すべし。

(第六條 神社兩邊燈塔應將奉獻等字樣除去)

第七条 神社拝殿を音楽亭に改装。正殿は撤去、あるいは土台だけ残し、その上に休憩亭を建てる。

(第七條 神社拜殿改為音樂亭正殿應予除去或將基座 保留上部改為休憩亭)

第八条 神秘的な建物は改築し、屋根の木材(*千木、鰹木)は取り除くべし。

(第八條 凡含有神秘之建物加以修改殿屋脊上插木除去)

しかし、当時各地の神社事務を担当する台湾省政府 教育処がすでに「各県市はそれぞれが接収した神社か ら一箇所を選んで忠烈祠に改築」と指示を出していた ため故、台南県政府に指令に従うよう返事をした。

台南県政府はその後指令に従い、台南県政府所在地 の新營神社を台南県忠烈祠に改築する(後に新化虎頭 埤後山に移転)ほか、神社の境内を中山公園に整備し た。

(三)台灣省行政長官公署代電 中華民國三十六 年(1947年)一月二十八日

事由:電知各國民學校之天皇神龕應即行拆除 查本省各級學校在日人統治時代所設置之天皇神 龕,迄今尚有未予拆除者,殊屬有碍觀瞻。合行電 希轉飭所屬各校迅即拆除或改裝。該神龕如為金庫 式者,亦應拆改為儲藏物品之用。又原有校內建築 物上繪製之皇室徽紋,亦希一併清除塗去,以正觀 瞻為要。

教育處子(儉)卅六教三

台灣省行政長官公署教育處代電

雨子儉教(三)字第八六五八號 中華民國卅六年 一月二十八日

要約:本省(台湾)各地には、日本統治時代に設置 した天皇神龕(*奉安殿)を取り壊さぬまま放置して いる学校がまだあり、実に見苦しいものである。直ち に撤去または改装すべし。金庫式神龕ならば取り壊し たり物置として使用すべし。なお、学内の建物に(日 本)皇室の紋章が施してある場合は塗り潰し、外見を 繕うこと。

(四)台灣省政府代電 中華民國四十一年(1952年)六月二十八日 肆壹巳儉府 甲字第五一八七七號

事由:據報日據時代遺留以日文提字之橋樑名称更 改情形復遵照辦理報核

- 一 四一巳徽南市建土字第一一四〇號代電暨附表 均悉。
- 二 查本府(省政府)四一辰寒府綱甲字第〇四三 七五一號代電規定應將日據時代遺留之紀念建築物 (如燈塔等)均予以清除,據報僅將橋樑部份名称 略加更改,至於該市(台南市)忠烈祠及成功廟附 近日據時代奉献之「燈塔」已否予以清除,未據說 明,無從核辦。
- 三 原送橋樑名称更改表,間有未將更改後詳細名 称填列,應予補填;又該表內更改年號壹欄左邊 (如昭和某年某月竣工等)字樣,亦應塗毀,不得 请留日據時代任何字樣。
- 四 原表發還,即將該市所有遺留日據時代之建築物清除或更改後詳細列表報核。

五 電復遵照辦理。

主席 吳國禎

要約:前の「代電」に「日本統治時代が残した記念 建築物(例えば石灯籠など)を全て撤去するように」 と台湾省政府が指示したが、一部の橋の名が替えられ たとの報告を受け取っただけである。台南市忠烈祠及 び鄭成功廟付近の日本統治時代に奉納された石灯籠が 撤去されたかどうかについての説明がないままでは決 着がつかない。

提出した橋名の変更記録表に記入漏れがある。改めて付けること。なお、記録票の「年号の修正」欄の左側の記載事項(例えば昭和○年○月竣工など)は、全部塗り潰すこと。日本統治時代に関係のある文字を残してはならない。

橋名の変更記録表を却下する。市内にある、日本統治時代関係の文字が残っている全ての建築物を撤去または改変した上、改めて詳しく報告をすること。

- (五)台灣省政府令 中華民國四十三年(1954年)一月八日(肆參)府民一字第一一四六七三號 事由:據呈日據時代遺留「神社牌坊」「鳥居」「奉献燈柱」等紀念物應否拆除一案,核復遵照。
- 一 四二府民行字第二八四三〇號呈悉。
- 二 查日據時代遺留「「神社牌坊」「鳥居」「奉献 燈柱」等紀念物,對我文化及民族思想確有影響, 應予拆除;惟為愛惜物力起見,在不妨碍觀瞻及廢 物利用之下,可予以改裝。

三 令復遵照。

主席 俞鴻鈞

要約:日本統治時代が残した神社、鳥居や石灯籠等の記念物は、我々(中華民族)の文化及び民族思想に確実に影響を与える物なので、取り壊すべきである。 ただし、物資を大切にするためには、外見を損なわない限り、改装して資源の再利用を図ってよし。

- (六)台灣省政府令 中華民國四十五年(1956年)六月六日(肆伍)府民一字第五七四六四號 事由:為墓碑上刻有「皇恩」等字樣,應否清除, 請核示 一案,令仰遵照。
- 一 四五府民社字第二四〇八五號呈悉。
- 二 墓碑上刻有「皇恩」等字樣,應查明來歷,如 係屬于日本天皇意義者,仍應清除。
- 三 令仰遵照。

主席 嚴家淦

要約:墓碑に「皇恩」等と記してあるものは、その故事来歴を調べ、日本の天皇を意味する場合は取り除くべし。

(七)台灣省政府民政廳代電 中華民國四十六年 (1957年)十二月十七日(肆陸)民甲字第二一九 九四號

事由:為本省各地日人遺留之忠靈塔碑處理一案, 請查照。

- 一 據報本省各地尚有日據時代忠靈塔碑遺留,該項塔碑上並有紀念日人忠勇事蹟之文字記載。
- 二 查上項日人遺留之忠靈塔碑應即拆毀, 如確有

點綴風景價值者,亦應將原有文字記載予以鏟銷或加改建。

三 電請查照辦理見復

廳長 連震東

要約:本省(台湾)各地にまだ日本統治時代の忠霊 塔碑が残っており、日本人の忠義と勇気を称える等の 銘文が記してあるという。

そのような日本統治時代の忠霊塔碑は直ちに取り壊すべきである。当地の景色の美しさのためになる場合なら、元の文字を塗り潰し、または立て直すこと。

戦後初期(1945年~1960年)の神社の接収と処分 に関しては、地方の神社はともかく、台北市内の台湾 神宮、台湾護国神社、建功神社を見ても、3ヵ所その 後の所属がばらばらである。台湾神宮はまず台湾省政 府交通処の所属となり、後に交通処の下の「台湾旅行 社股份有限公司 | に委託され、1949年に三千万元と いう大金を投入して台湾神宮(第一代目)の跡地で 「台湾大飯店」を建てて(1951年竣工)経営する。但 し1952年5月10日、理由不明のまま正式登録さえし ていない財団法人「台湾省敦睦聯誼會」に所属変更と なり、ホテルの名も「圓山大飯店」に替えられた。台 湾護国神社は戦後初期教育処の計画通り省立台北民衆 教育館にはならなかったが、台湾で最もランクが高い 「省級忠烈祠」に変身した。1969年、さらに五千万元 をかけ修築工事を経て、首都忠烈祠に代わって中華民 国の最も格式高い専祠「国民革命忠烈祠」になった。 建功神社の場合は、1955年から国立中央図書館の館 舎として使用され、1987年に国立教育資料館となっ た。

二、戦後の新聞記事から見た神社に対する処分

戦後台湾の新聞における日本統治時代の神社に関する記事は少なくない。以下は『聯合報』だけを扱って、1950年代以降の神社に関する一部の記事から、神社が戦後どうやって処分されたか、またその処分と時代の関係を見てみる。

1. 1951.11.2 苗栗頭份鎮が日本神社を取り払い、 敷地を大成中学に与え寮を建てる件について討論。 2. 1952.5.20 新竹県が神社の広場を利用して私立中学を建てる、あるいは県立中学をそこに移転することを計画。

3. 1953.3.5 埔里神社の跡地に埔里初級農業職業学校を建てる。

4. 1954.1.15 日本の台湾侵略のシンボルである山 地仁愛郷(霧社)神社を孔子廟に改築完成。

5. 1954.6.18 南投各郷鎮の日本統治時代の神社、 石碑、橋樑、電柱(石灯籠?)などに、日本統治期の 侵略を想起させるような文字が残っている場合、直ち に取り除くか塗り替えること。

6. 1956.7.21 圓山大飯店クラブが大飯店の後方に 金龍廳を新築。台湾神社の遺跡をきれいに取り除き、 山を掘って建てたのである。

7. 1966.8.5 圓山忠烈祠を取り壊し、中国の宮殿 式建築に建て直すために建築設計案を募集。現在の忠 烈祠は日本の神社のままに過ぎず、中国文化を代表す ることができない。各国の元首が我が国を訪問する 際、献花に訪れる機会が多いため、日本の神社のまま では妥当とは思えない。

8. 1966.12.12 圓山忠烈祠はもともと日本統治時代の護国神社であり、改築に当たり、全ての旧舎を取り除き鉄筋コンクリートの中国宮殿式建築を新たに建てる。

9. 1969.7.30 現在台湾各地に、日本の神社のような建物や日本人による石碑、彫像、記念碑などが数多く残っており、かつかなり目立った場所にある。民族精神を発揚するため、そのような日本統治時代の遺跡は徹底的に取り除くべきと台北市政府が指示を出した。

10. 1971.11.5 台北市政府が11月末までに建築や 扁額にある日本年号を全て取り除くことを命令した。 台湾が光復して27年も経ていながら、日本統治時代 の寺、神社、忠烈祠や橋、墓、民間家屋に掛けてある 扁額などにまだ日本の年号が残っており、見苦しいだ けでなく国の名誉を汚すため、徹底的に取り除くべし と台北市政府が主張。

11. 1985.5.24 台湾に残った最後の日本神社が、 桃園忠烈祠として40年間使われてきた。その存廃に ついて、最近論争が繰り広げられている。「雪辱のた め日本の神社を全て撤去すべき」という取り除く派の 主張に対し、「歴史は書き直せるものではない。建物 自体を取り壊しても雪辱にはならない」と、専門家た ちは建築芸術の保護を訴えている。

12. 1985.7.10 桃園県では最近「古跡保護」の風が吹いている。取り壊される予定だった日本「神社」の保存が決定後、県長の徐鴻志が大溪の古い町並みの保存・保護に全力を尽くすと宣言している。

13. 1994.4.12 古跡とは何か? まさか日本の神社まで残すのか?…… (中略) ……とある日本統治時代の「料亭」、極めて普通の洋館にもかかわらず、それを古跡と呼べるのか。台湾各地に残った大日本帝国の「神社」や「西本願寺」などを全部建て直すのか。

14. 1994.4.13 古い建物を取り壊すことは簡単だが、きれいな建物を建てることは難しい。……(中略)……台湾人はかつて異民族に統治されていた。それは事実である。しかし、それだからといって外国人が建てた全ての建造物をよくないと盲目的に決めつけるのはどうだろう。監察院と新台北市政府の建物を見ればわかるだろう。歴史的価値あふれる美しい建築を取り壊すのは簡単だが、我々にはまだ立派な建物を建てる力が不足している。

15. 1995.1.28 台湾省立博物館が台湾神社から接 収した銅牛と太鼓を、どう安置すべきかかなり悩んで いた。……(中略)……民国57年、私(陳奇祿)が 博物館で兼職していた頃、銅牛はくさむしろを覆い被 せられたまま博物館の地下室の入り口の付近に置かれ ていた。醜いし出入りの邪魔でもあった。一対となっ ている銅牛は、日本を中心に据えた東南アジア地図の 彫刻が背中に施されているため、展示が許されなかっ たのである。私たちは結局、その大東亜共栄圏を代表 する模様を消してから、銅牛を正門に移すことにし た。台湾神社から接収した大物がもう一つある。太鼓 である。大きすぎるため、ロビーにも地下の倉庫にも 入らず、裏の二階のベランダに吊るしておくしかなか った。幸い、龍山寺管理委員会主任委員黄啓瑞氏の同 意を得て龍山寺の鼓楼に移すことになった。太鼓に最 も適切な置き場が確保できて、一件落着であった。

16. 1999.9.4 苗栗県通霄鎮虎頭山公園の中に特別な形をした日本神社があり、情緒豊かで……(中略)……鎮公所はすでに復元計画を練っているが、一千万

元以上の経費が必要という。昨日営建署で地方の城郷 新風貌計画案の審査が行われ、神社の復元計画も何と かして審査に通った。

17. 2000.1.25 竹東鎮員嵊小学校が草取りをしている時、藪の中から日本統治時代の「神社」の石灯籠が見付かった。鎮長の盧東文氏によると、員嵊小学校は日本統治時代の「山神社」であり、今でも構内には数多くの文物が残っているが、藪の中に姿を隠したままで勿体ない。これからは経費の援助を要請し、保存に努めるという。

18. 2000.3.28 黄金神社は瑞芳鎮金瓜石山区にあり、日本統治時代に金瓜石の採鉱を管理する田中組が建立したもので、日本の鉱業の守護神を祭っていた。約70年の歴史がある。神社の建物自体は戦後壊され、今は残壁しかないが、当時の建築の堅固さを思い浮かべるものである。立地条件が良く眺めが素晴らしいため、観光スポットにもなっている。

19. 2000. 5.2 古坑郷が、古跡の日本拱橋の復旧工事を要請している。……(中略)……第二次世界大戦の末期、日本人は古坑に神社を建設し、神社への交通の便を考え拱橋を合わせて造った。地方の人々はその橋を「日本橋」と呼んでいる。現在、神社はもう撤去されたが、改装後の拱橋だけはまだ健在である。

20. 2000.9.22 東港鎮で史上初の孔子祭が行われる。教師の日(9月28日の孔子誕生記念日)に、海濱小学校の孔子廟の前で伝統に従い儀式を行う。この孔子廟は日本の神社から改築されたもので、東洋情緒があふれている。

21. 2000.9.28 台南県安定郷南安小学校の中に小さな孔子廟がある。現地の人と学校側の調査によると、それは日本統治時代の「神社」の土台に建てたものである。

22. 2001.1.12 (台北市文化局長の) 龍應台が圓山 水神社の美しさに驚きを隠せなかった。水神社の修 復・保存及び一般公開について学者たちと話し合い、 計画を立てるという。

23. 2005.4.8 桃園県忠烈祠が神社建築ガイドサービス、植民文化講座イベントやテーマ展示のために、神社文化館を建設すると発表。

24. 2005. 8.20 旧桃園神社の桃園県忠烈祠が桃園

県神社文化館に変身。桃園県政府は日本のお寺のマーケティング戦略を学んで経営を外注に回し、忠烈祠所在地の虎頭山に桜並木の道、日本料理街を設ける計画を立てている。文化館内では特製のお守りなどを販売し、さらに日本風のお祭りを催し、日本的感覚を表現するという。

25. 2005. 9.9 桃園市虎頭山麓の忠烈祠はもともと日本統治時代に建てた日本神社であり、この歴史的建造物を修築するため、文化局で討論会が開かれた。「日本神社」という旧名を使い、全体的に日本風にしてみないかという意見さえあった。しかし昨日、桃園県退役軍人協會のメンバーから抗議があった。改名してはならぬ、改名より取り壊せという。

26. 2008.6.26 昨日、台南県の塩水小学校教師と 生徒が新しい神社の落成を祝った。この神社はもとも と天照大神を祭るもので、戦後「大成殿」に改名さ れ、孔子の教育精神を称える場所となった。今回の修 築を機に、塩水小学校神社(鹽水國小神社)という名 にした。

27. 2013.4.23 新化神社の遺跡の下に「地下神殿」らしき建造物が発見された。台南市文化局審議委員は昨日の会議で、新化神社の構造がかなりよい状態で残っていることと「地下神殿」の特別さを強調した。5月14日にさらに会議を開き、古跡または歴史的建造物の枠に入れて、さらなる保存を図ることについて討論をする。

前節で行政長官公署と台湾省政府の資料から、日本の神社が戦後初期(1960年まで)に台湾でどのような運命をたどったのかを見ると、取り壊されなかったものはだいたい忠烈祠、学校、公園、ホテル、種々の機関に建て直されたり再利用されたことが分かった。また神社に属する狛犬、神馬、石灯籠、鳥居、手水舎等は取り壊されるか、他の場所への移動、接収等の運命をたどったことが分かった。本節で取り上げた1950年代以後の新聞記事等からは、1966年の年末以降、台北圓山忠烈祠を改築することが本格的に議論され、1969年3月に竣工し、「国民革命忠烈祠」となったことが分かった。この年の前後で、戦後初期にもともと撤去するはずがそのままになっていた日本が残し

た神社、建築物、年号等が、国民革命忠烈祠の建設を きっかけに再度議論に上り、古い神社の建物を中国北 方宮殿式の忠烈祠に改築しようという新しい潮流が起 こった。

しかし1985年5月頃、桃園神社の社殿を利用していた桃園県忠烈祠で、この日本式建築を撤去すべきか保存すべきかという論争があった。最終的に、桃園県政府では保存を決め、修築の予算を取ることにした。桃園県忠烈祠(桃園神社)の社殿修築は、日本の神社とその関連文物が戦後にも保存されることになった意義深い転換点だったといえよう。保存されるようになった背景は、いわゆる反日や親日といったイデオロギーに依拠するものではなく、文化遺産、古跡建築の保存の観点に基づくものだと考えられよう。この時台湾は、正に「本土化」の風潮が形成され始めた時期だったのだが、まだ国民党執政下の戒厳令の時代にあったのだが、まだ国民党執政下の戒厳令の時代にあったのだが、まだ国民党執政下の戒厳令の時代にあったのだが、まだ国民党執政下の戒厳令の時代にあったのだが、まだ国民党執政下の戒厳令の時代にあったのだが、まだ国民党執政下の戒厳令の時代にあったのだが、まだ国民党執政下の戒厳令の時代にあったのだが、また国民党執政下の戒厳令の時代にあったのだが、また国民党執政下の戒厳令の時代にあった。この時期以後、台湾にある日本式建築、神社、古跡文物は類似した形で徐々にその居場所を確保していくことになる。

1990年代以降は、日本教育を受けた「日本語族」といわれる李登輝が、そして 2000年以降は「台湾化」を強調した陳水扁が引き続き執政を行い、日本時代の神社や古跡文物等に息を吹き返させる機会が与えられた。そして、各地方では日本時代の古跡の発見が報告され、建て直しや修復の経費補助が出るといった事例が次々と見られた。2001年、台北市馬英九市長の下にあった文化局長は、圓山水神社に対して「美しさに驚き」を表し、「撤廃」処分を下さなかった。2004年5月、国民党朱立倫県長執政下の桃園県文化局では、桃園忠烈祠を「神社文化館」に替え、桜の通りや日本料理街を設けたり、特製お守りを販売したり、日本のお祭りを催したりする計画を立てた。結局、退役軍人協会会員らの抗議に遭い、計画は中止に終わったが、このことは人々の注目を集めた。

日本の神社や文物を古跡、文化遺産、歴史的建造物と見なし、保存しようとする考えは、台湾に住む異なる時代経験を持つエスニックグループ、人民の共通認識であるといえるかもしれない。しかし建築、歴史的文物、古跡という一線を越えると、イデオロギーの絡んだ争議が避けられない恐れがある。

以上、日本の神社が戦後台湾においてどのように研究され、扱われてきたか、概況を述べた。これらは、戦後台湾の統治政権の更迭や時代背景の変動と深く関連している。また、1980年代半ばからは台湾の本土化運動と同時に、神社やそれに関連する文物が古跡建築、歴史的文物、文化資産として保存されるようになり、日本の神社にかけられていた「侵略国恥」や「皇民化」といった汚名は拭われ、再生するチャンスが与えられるようになった。

とはいうものの、2015年8月に、横浜の神職が制作し安置した屛東県牡丹郷高士村クスクス社と、10月に日本の宮大工の協力によって建てられた台東県鹿野郷龍田神社は、辺鄙な所に建てられている上に、メディアにあまり大きく取り上げられなかったこともあり、今のところは大きな争議は見られないが、今後も無事でいられるか何ともいえない状況となっている。

編集室注:本研究ノートは、2016年2月27日神奈川大学横浜キャンパス1号館で開催された2015年度第二回公開研究会「台湾でなぜ神社の復興が見られるのか? 中国・南京神社の社殿はなぜ壊されなかったのか?」(主催:神奈川大学非文字資料研究センター)での武知正晃氏、李百浩氏の発表に対するコメントを原稿化したものである。